

奈良県告示第三百四十九号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十五年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
奈良市三条大路一丁目一一 奈良警察署内	奈良市三条大路一丁目一一	財団法人奈良県交通安全協会 奈良支部協会	平成二十五年三月三十一日
奈良市学園南三丁目九一二二 奈良西警察署内	奈良市学園南三丁目九一二二	財団法人奈良県交通安全協会 奈良西支部協会	平成二十五年三月三十一日
生駒市東松ヶ丘六一二〇 生駒警察署内	生駒市東松ヶ丘六一二〇	財団法人奈良県交通安全協会 生駒支部協会	平成二十五年三月三十一日
大和郡山市杉町二五〇―四 郡山警察署内	大和郡山市杉町二五〇―四	財団法人奈良県交通安全協会 郡山支部協会	平成二十五年三月三十一日
北葛城郡王寺町葛下一丁目七―九 西和警察署内	北葛城郡王寺町葛下一丁目七―九	財団法人奈良県交通安全協会 西和支部協会	平成二十五年三月三十一日
天理市田部町二二	天理市田部町二二―四	財団法人奈良県交	平成二十五年三

<p>五條市今井四丁目 四―五〇 五條警 察署内</p>	<p>吉野郡十津川村小 原二二五―一 五 條警察署十津川警 察庁舎内</p>	<p>吉野郡吉野町橋屋 一八五―一 吉野 警察署内</p>	<p>吉野郡大淀町下湊 三八九―一 中吉 野警察署内</p>
<p>五條市今井四丁目四― 五〇</p>		<p>吉野郡吉野町橋屋一八 五―一</p>	<p>吉野郡大淀町下湊三八 九―一</p>
<p>財団法人奈良県交 通安全協会 五條 支部協会</p>		<p>財団法人奈良県交 通安全協会 吉野 支部協会</p>	<p>財団法人奈良県交 通安全協会 中吉 野支部協会</p>
<p>平成二十五年三 月三十一日</p>		<p>平成二十五年三 月三十一日</p>	<p>平成二十五年三 月三十一日</p>